

官報

平成十五年五月二十一日

○第百五十六回 参議院會議錄第二十五号

平成十五年五月二十一日(水曜日)

午後零時四十五分開議

○議事日程 第二十五号

平成十五年五月二十一日

午後零時三十分 本會議

第一 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件

一、檢察官適格審査会委員等各種委員の選挙以下 議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより會議を開きます。

この際、

檢察官適格審査会委員、同予備委員、

国土開発幹線自動車道建設會議委員各一名の選挙を行います。

つきましては、これら各種委員の選挙は、いづれもその手続を省略し、議長において指名することにより御異議ございませんか。

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、

とに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、

檢察官適格審査会委員に清水達雄君を、

同君の予備委員に山下英利君を、

国土開発幹線自動車道建設會議委員に上杉光弘君を、

それぞれ指名いたします。

案(趣旨説明)

○議長(倉田寛之君) 日程第一 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。亀井農林水産大臣。

〔國務大臣亀井善之君登壇、拍手〕

○國務大臣(亀井善之君) 農林水産省設置法の一部を改正する法律案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

農林水産省は、食料の安定供給の確保及び農林水産業の健全な発展に資するため、従来から安全な農林水産物の生産の確保のための施策を講じてきたところでありますが、我が国初の牛海綿状脳症の発生が確認される等、食の安全を脅かす問題が生ずる中で、消費者保護を一層重視した食品安全行政の確立が求められております。また、昨年六月の食品安全行政に関する関係閣僚會議において、内閣府における食品安全委員会の設置、リスク管理体制の見直し及び食糧庁組織の廃止等の既存組織の見直しを行うことが決定されたところであります。

これらの点を踏まえ、農林水産省組織の改革再編を行うこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産省の所掌事務について、農林水産物の生産過程における食品としての安全性の確保に関する事務を明確化することとしております。

第二に、食糧庁を廃止するとともに、食糧庁の地方支分部局である食糧事務所及びその支所を廃止することとしております。

第三に、地方農政局の分掌機関として、食品のリスク管理のための監視指導や、従来食糧事務所が行っていた主要食糧事務等を担う地方農政事務所を設置するとともに、地方農政局の統計情報事務所及びその出張所を地域における情報発信の役割を併せ持つ統計・情報センターに改組することとしております。

さらに、平成十八年度からは、統計・情報センタ―を地方農政事務所と統合し、地方農政事務所の統計・情報センターとして位置付けることとしております。

以上、農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。郡司彰君。

〔郡司彰君登壇、拍手〕

○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司彰であります。

私は、ただいま議題となりました農林水産省設置法の一部を改正する法律案を中心に、食品基本法関連法について質問をいたします。

法案に先立ちまして、国にとっても農林水産省にとっても大変重要な転機となるであろう川辺川利水訴訟高裁判決について伺います。

御承知のとおり、福岡高裁は、十六日、川辺川ダムから農業用水を取水する国営土地改良事業の事実上の中止を求める控訴審判決を出し、原告側農民が勝訴しました。これは、国の公共事業の在り方に一石を投ずるのみでなく、農林水産省、国土交通省の予算確保、事業執行優先の体質改善を司法が求めたことになるのではないのでしょうか。

今回の判決によれば、そもそも着工に必要な第三条資格者の三分の二の同意が得られていないとあります。実に千百名の方が作為的に同意させられたと指摘をされているのであります。国や農林水産省が上告を断念したのは当然であります。

が、大臣は、事業の必要性がなくなったわけではないとして、引き続きダムを利用した用排水事業の継続を主張しています。大臣は、再び同じ過ちを繰り返さないためにも、地元の声に謙虚に耳を傾けるべきです。

おおよそ、中央省庁の官僚の皆さんは三年程度

を区切りとして異動されます。その間、携わる業務の是非よりも確実な執行に目が向くのはある意味当然であり、また、それなくしての感もあります。

一方、当該の地域の皆さんは違います。今回のようなダム建設の場合はなおさらであります。率直に国のため、公共のためと賛意を示し、率先して伝来のふるさとを後にした人たちがいます。それとは逆に、進め方や効果のほどを疑問に感ずる人もいます。多くの場合は、それらは家族、兄弟、親戚、そして、それまで親しかった近所の人たちを巻き込んで、賛成派、反対派としての激しい対立を生じます。これらの対立の解消に国や農林水産省はどれだけの責任を果たせるのでありましょうか。

農林水産大臣は、今回の判決を受けて、国の取るべき態度を速やかに明らかにすること、今後の地域の振興策をどのようにしていくのかを伺います。

それでは、設置法の一部を改正する法律案について伺います。

一昨年九月、アジアで初の我が国における牛海綿状脳症、いわゆるBSE感染牛が確認されました。それは、国民の間に大きな衝撃を与え、ともに、食の危機管理の甘さ、行政の縦割りの弊害、食品衛生行政の在り方を見直すべきとの認識を植え付けました。農林水産大臣の私的諮問機関であるBSEに関する調査検討委員会は、改善のための方策として、食品の安全性の確保に関する基本原則として、消費者の健康保持を最優先に掲げること及びリスク分析手法を導入することを求めました。

その後、平成十四年六月には、食品安全行政に関する関係閣僚会議において今後の食品安全行政のあり方が決定され、それに基づき、今国会に食品安全基本法が提案されました。本法案の背景となる食品安全基本法は、参議院において、五月十六日、可決、成立をいたしました。農林水産省所管としては、本法案を含む関連五法案が今国会に提案されており、今日を皮切りに順次審議がなされることとなります。

つまり、基本法と関連五法案は密接不可分な関係を持つことが前提であり、その基本法は衆議院において各党合意の上、二点にわたる修正を行いました。一点は、「食品供給の行程」を「国の内外における食品供給の行程」に改め、国産であること輸入であると問わず、安全性の確保措置が適切に取られるべきことを明記したことであり、

しかるに、関連法案のうち、牛の個体識別のための情報の管理並びに伝達に関する特措法、いわゆる牛肉のトレーサビリティ法案においては、

衆議院段階での審議でその趣旨を生かした修正がなされませんでした。このことに関しては、国内の業者も消費者もこそって修正をすべきとの声が寄せられているにもかかわらずであります。これは、元々対象とされていたのが精肉のみで、細切れ、ひき肉、総菜、加工品が除外されていたのに、消費の大部分を占める輸入肉も対象外となります。食卓に上る牛肉のわずか二・三%にしか該当しない国産牛肉のみがトレーサビリティの対象となるだけでは国民の納得は得られません。

また、これまで答弁の中で輸入牛肉はBSE未発生国からだけであると言ってきましたが、正に昨日、北米カナダでBSE牛が確認をされました。

た。

農林水産省はこのことが新たな関税障壁となると考えているのでありましょうか、あるいはWTOの交渉に不利になるとの判断でありましょうか。それとも、米国の言うことは何でも聞かなくてはならないとする小泉内閣の意思なのでありましょうか。せっかくの基本法が発足時から国民の安全に背を向ける結果となることに対し農林水産大臣はどのようにお考えか、明確に答弁願います。

次に、そもそも今回の関連法案として設置法の一部改正案が提出をされた理由について伺います。

本法案では、農林水産省設置法第四条で列挙する所掌事務に新たに第十四号を追加、今後は政令で定める消費・安全局がこの事務を担当することが予定されます。

ところで、農林水産省設置法第三条には所掌事務の基本である任務規定が示されています。本来であれば正にこの第三条こそが基本であるはずなのに、その詳細規定にすぎない第四条レベルで農林水産物の安全確保を位置付けています。消費者の視点に立った農政といった新しい視点からも第三条の任務規定に明記をすべきと考えますが、いかがですか。お伺いをします。

農林水産省は、食品安全行政に関する関係閣僚会議の取りまとめに基づき提案をしたとしています。リスク分析の手法では、リスク評価については新設をされる食品安全委員会が一元的に担い、リスク管理については農林水産省、厚生労働省が行うこととし、それぞれの段階でリスクコミュニケーションを図ることになります。

新たに設置をされる食品安全委員会には、多くの消費者から、七名の委員に消費者代表が入らないことへの指摘がされています。食の安全は政府にだけ任せるわけにはいかないとの声が上がるのも当然であります。リスク管理を行う地方農政事務所の中でどのように消費者とコミュニケーションを保障するのか、具体的に示してください。

また、今回の改正内容では食糧庁の廃止とセツトとなりますが、我が国の食の行政に大きな役割を果たしてきた食糧庁の廃止の議論はほとんどなされていません。食糧庁の廃止は、行政スリム化のためやむを得ず行うものなのか、それとも歴史的な使命を終えたために廃止をするということなのか。言い換えれば、もはや米は主食ではなく、農産物のうちの一つにすぎないとの見解でありましょうか。農林水産省はこの食糧庁廃止について国民に説明責任を果たすべきと思いますが、農林水産大臣の考えを伺います。

次に、設置をされる地方農政事務所の具体的な任務についてであります。

詳細については明らかではありませんが、例えば偽装表示は消費者の大事な関心事になっております。食品表示のモニタリングは含まれるのでありましょうか。あるいは、カルガモ、牛乳、木酢酢等が含まれるかどうか、特定農薬が話題になっておりますけれども、この農薬取締法の改正案が提案をされております。各都道府県の農業部局と地方農政事務所との役割はどのようになるのでありましょうか。農林水産大臣の答弁を求めます。

一方、同じリスク管理を担当する厚生労働省では設置法の改正は提案をされておられません。これ

では、農林水産省が悪乗りをして機構、組織の手直しをしたのか、逆に厚生労働省が十分な対応をしていないのかが国民には理解できません。厚生労働大臣には、なぜ設置法の改正が必要でなかったのかを伺います。

次に、リスク管理の各都道府県段階での対応について伺います。

谷垣大臣は、過日の連合審査会の答弁で、リスク管理の対応は各都道府県で行う旨を述べておられました。例えば、具体的な問題が起きた県で対策会議を開く、対策本部を設置するなどの際、厚生労働省の管轄する保健所は県職員、他方の農林水産省の管轄する地方農政事務所は国家公務員となるわけですが、このこと自体に疑問を感じないのでしょうか。この改正で組織、機構、またその継続性、安全性は確保されるのでありまじょうか。リスク管理の責任と併せ、縦割り行政のひずみが地方公共団体レベルで解消されるのか、農林水産、厚生労働両大臣に伺います。

次に、厚生労働省と農林水産省の連携について質問します。

食の安全・安心のための政策大綱の中間取りまとめは新しい食品安全行政における農林水産省の活動の指針を示すものであります。この中間取りまとめでは、消費者、生産者などの関係者の意見を反映した施策づくり、食品の生産から消費までの全体を考えた総合的な施策づくりと確実な実施、生産者、事業者による安全、安心な食品供給の促進、的確な危機管理などを基本に取り組むこととしています。また、そのために、厚生労働省等、関係省庁との連携を図ることも随所で強調しています。さきのBSE、牛海綿状脳症問題や食

品表示におけるJAS法と食品衛生法との不統一の例が示すように、農林水産省と厚生労働省の連携は特に求められるところであります。

厚生労働省においても、食品の安全確保のため、医薬局を医薬食品局、仮称であります。再編することなど組織改革を行っているという聞いてはいます。しかし、この再編が農林水産省との食品安全行政にどのようなつながっているのか、部分部分では理解できるものの、全体的なつながりとしては全く不明であります。

そこで、今回の食品の安全性のための制度改革、組織改革においては、例えばこの食の安全・安心のための政策大綱の中間取りまとめなどのような方針を農林水産省の所管行政だけでなく厚生労働省の所管行政も含めて整合性を取りながら共同で策定することなどが考えられなかったのでしょうか。そうすることが真の連携だったのではないのでしょうか。このような各省庁ごとに所管の範囲内で改革するだけで、それが全体としての連携の取れた安全性の確保につながると言えるのでありまじょうか。御見解を伺います。

最後に、食の安全は自給率の問題とも絡むものであり、さらに日本人の健康維持、増進、また国の安全保障にも関係するものであります。世界的には食料問題は人類の英知として解決しなければならぬ重要な課題であります。今回の法改正が、単に農林水産省としての一課題の方策ではなく、将来的な展望を含んだものとしなければなりません。

今後、新たな食品安全行政が消費者に対する食の信頼を回復させ、食の安全性確保を確立していくことを願って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣亀井善之君登壇、拍手)

○国務大臣(亀井善之君) 郡司議員の御質問にお答えいたします。

まず、川辺川土地改良事業についてのお尋ねであります。本事業の対象地域は、水に恵まれなことから、農業用水の確保を求める農家が多くおられると承知しており、かんがい施設の整備による農業用水の安定供給が不可欠であると考えております。

このようなことから、今後、熊本県、関係市町村等とも密接に連携を保ちながら、当該地域の農業振興に向け、関係農家の意向を確認し、必要な整備を進めていく考えであり、その方法については早急に検討してまいりたい、このように考えております。

次に、輸入牛肉も牛肉トレーサビリティ法案の対象とすべきではないかとお尋ねであります。

本法案は、BSEの発生を背景に、消費者の信頼確保を図るために、生産履歴情報の伝達を義務化するものであります。

他方、牛肉の輸入先国はBSE未発生国であり、BSEという点では安全です。このため、JAS法の原産国表示により消費者への安全情報の提供は十分可能で、輸入牛肉まで本法の対象とする必要はないと考えます。このことは、米国の意向やWTO交渉の取組姿勢とは無関係であります。現に、同様の仕組みを取るEUでも、域外からの輸入牛肉への義務付けは行われておりません。

なお、輸入牛肉の生産履歴情報の提供は、JAS規格制度の活用等、任意参加の取組を推進してまいります。

次に、農林水産省の任務に農林水産物の安全確保を明記すべきとお尋ねであります。現在、農林水産省設置法案第三条においては、その任務として食料の安定供給の確保と農林水産物の発展を定めており、これらの任務のうちには、食料の安定的供給や安全な農林水産物の生産という観点から、農林水産物の安全確保が含まれております。

このため、今回の改正において、現行の任務を達成するための具体的な所掌事務として、設置法第四条新第十四号に、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関する事項を明確にしたものであります。

次に、地方農政事務所における消費者とのコミュニケーションについてのお尋ねであります。食品安全行政を的確に進め、国民の信頼を回復するためには、行政が消費者などに正確で分かりやすい情報を積極的に提供し、その懸念や意見を施策に反映するよう努めることが重要であります。

このため、地方農政事務所においては、食品の安全性確保のための施策情報等を地域や生産者、事業者提供するとともに、消費者相談窓口、表示一〇番の開設、職員の派遣による出張講座の実施など、消費者とのコミュニケーションを行ってまいります。

次に、今回の組織再編でなせ食糧庁を廃止するかとのお尋ねであります。昨年六月の食品安全行政に関する関係閣僚会議の取りまとめを受け、消費者の健康保護を最優先に、内閣府に食品

安全委員会を設置するとともに、農林水産省に消費・安全局を新設することに伴い、行政組織の肥大化防止の見地から食糧庁を廃止することとしたものであります。

なお、食糧庁が担ってきた主要食糧業務については、本省では総合食料局に食糧部を設けるとともに、地方農政局及び地方農政事務所に食糧部を設けて、引き続き業務の適正かつ円滑な実施を図っていく考えであります。

次に、リスク管理について、地方農政事務所と都道府県との役割分担のお尋ねですが、従来から、原則として、国は広域性のある事業者や安全性確保を図る上で重要な事業に係る事業者、都道府県はその他の事業者、それぞれ指導監督を行うということで分担、協力してきたところであります。

今回設置される地方農政事務所は、このような役割分担に従って、例えばJAS法による食品表示の監視指導については、一つの都道府県の区域を超えて事業所等を有する事業者を対象とし、また、農薬の規制については、無登録農薬の販売、使用が発覚した場合など、安全性確保の観点から重要性の高い事案などにおける販売者等への指導監視を担当することとしております。

次に、リスク管理業務について、地方農政事務所と都道府県との連携のお尋ねですが、今後の食品安全行政では、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会、厚生労働省と農林水産省が連携してこれに当たれるように相互の密接な連携などの基本的事項を定め、これを公表することとされております。

今回設置される地方農政事務所と都道府県の保

健所の間においても、この基本的事項の考え方に即して、密接に連絡、連携を図り、必要な情報を共有し、リスク管理業務を適切に行ってまいりたいと考えております。

次に、厚生労働省との連携確保のお尋ねであります。

農林水産省では、新たな食品安全行政に的確に対応し、職員の意識改革を徹底するための指針として食の安全・安心のための政策大綱の策定に取り組んでいるところでありますが、その策定に当たっては厚生労働省と十分意見交換を行ってきたところであります。

なお、今般成立した食品安全基本法においては、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては関係行政機関の連携等について基本的事項を定めることとされており、これに即して農林水産省と厚生労働省とが連携してまいります。

最後に、食の安全確保に対する私の決意を述べます。

食料は国民の健康の維持、増進に欠くことができないものであり、安全かつ良質な食料の安定的な供給の確保が農林水産省の重要な使命であります。

今般、農林水産省では、BSE問題を踏まえ、消費・安全局、地方農政事務所を設置等、本省、地方を通じてリスク管理体制の整備、農薬等の生産資材の安全性の確保及び使用の適正化を図るため、関係法律の改正等、リスク管理のための組織や施策を抜本的に見直すこととしており、私は、これにより、国民の健康の保護を第一に食品安全行政の確かな推進を図り、食に対する消費者の不安の払拭に全力で取り組んでまいりたい決意であります。

す。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 郡司議員の御質問にお答えを申し上げます。

三問ちょうだいをいたしました。

第一問は、厚生労働省設置法の改正についてのお尋ねがございました。

厚生労働省では、リスク管理体制を強化します観点から、四月一日に、本省医薬局食品保健部に輸入食品安全対策室を設置するとともに、検疫所や地方厚生局の食品衛生監視員、国立試験研究機関の増員を図ったところでございます。さらに、七月には、医薬局を医薬食品局に改称いたしますとともに、消費者とのリスクコミュニケーションを担ういたします大臣官房参事官を設置いたします。

こうした組織編成を行いまして、そしてお答えをしたいと思います。

でもこれは政省令に係る事項でございますので、厚生労働省設置法の改正についてはお諮りをしなかつたところでございます。

地方におきます縦割り行政の懸念についてのお尋ねがございました。

今般の食品衛生法の改正によりまして、都道府県等が作成を義務付けられております食品衛生監視指導計画におきましては、それぞれの食品衛生部門と当該地域を管轄いたします地方農政事務所を含めた農林水産部門との連携を確保されますように、厚生労働大臣から指針を示すこととしたしております。これらの着実な実施により、地方公共団体レベルにおきます縦割り行政の問題の解消に努めてまいりたいと考えているところでござ

います。

さらに、農林水産省との連携の確保についてのお尋ねがございました。

ただいま農林水産大臣からもお話がございましたとおり、食の安全・安心のための政策大綱につきまして、農林水産省が新しい食品安全行政に的確に対応していくための指針を取りまとめられたものでございますが、策定に当たりましては、厚生労働省といたしまして農林水産省と協議をさせていただき、また意見交換会を共同で行うなど連携に努めてきたところでございます。

また、食品衛生法等の一部を改正する法律案におきまして、厚生労働大臣と農林水産大臣の連携、協力により規定を盛り込んでおりますほか、食品表示制度の一元化を運用するに当たりまして両省で共同会議を開催しているところでございまして、今後とも両省の一層の連携を図ってまいります。

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

議員
大江 康弘君 渡辺 孝男君
山本 香苗君 森 ゆう子君
平野 達男君 遠山 清彦君
沢 たまき君 高橋紀世子君

岩本 莊太郎	高野 博師君	金田 勝年君	中島 眞人君	松田 岩夫君	杏掛 哲男君	木俣 佳丈君	羽田雄一郎君
加藤 修一君	森下 博之君	南野知恵子君	北岡 秀二君	野沢 太三君	桜井 新君	井上 美代君	西山登紀子君
中島 啓雄君	島袋 宗康君	阿部 正俊君	溝手 顯正君	黒岩 宇洋君	榛葉賀津也君	林 紀子君	大脇 雅子君
広野ただし君	荒木 清寛君	加藤 紀文君	矢野 哲朗君	ヰルンマルテ君	信田 邦雄君	小川 勝也君	本田 良一君
福本 潤一君	松 あきら君	吉村剛太郎君	尾辻 秀久君	中島 章夫君	大洲 絹子君	高嶋 良充君	藤井 俊男君
山下 栄一君	木村 仁君	松谷蒼一郎君	宮崎 秀樹君	中村 敦夫君	辻 泰弘君	畑野 君枝君	大門美紀史君
佐々木知子君	平野 貞夫君	片山虎之助君	鴻池 祥肇君	大塚 耕平君	松井 孝治君	池田 幹幸君	和田ひろ子君
田村 秀昭君	弘友 和夫君	月原 茂皓君	田中 直紀君	伊達 忠一君	段本 幸男君	円 より子君	山本 孝史君
魚住裕一郎君	山口那津男君	関谷 勝嗣君	大島 慶久君	高橋 千秋君	谷 博之君	小林 元君	小池 晃君
山本 保君	鶴保 庸介君	若林 正俊君	久世 公堯君	藤原 正司君	神本美恵子君	富樫 練三君	岩佐 恵美君
入澤 肇君	松岡満壽男君	青木 幹雄君	森山 裕君	田浦 直君	山本 一太君	吉川 春子君	直嶋 正行君
山本 正和君	日笠 勝之君	森田 次夫君	岩城 光英君	佐藤 雄平君	小川 敏夫君	角田 義一君	長谷川 清君
森本 晃司君	風間 昶君	岡田 広君	藤井 基之君	海野 徹君	郡司 彰君	千葉 景子君	岡崎トミ子君
木庭健太郎君	泉 信也君	福島啓史郎君	野上浩太郎君	櫻井 充君	福山 哲郎君	佐藤 泰介君	吉岡 吉典君
山崎 正昭君	西岡 武夫君	西銘順志郎君	西川きよし君	三浦 一水君	佐藤 道夫君	緒方 靖夫君	筆坂 秀世君
田名部匡省君	統 訓弘君	山内 俊夫君	世耕 弘成君	今泉 昭君	伊藤 基隆君	市田 忠義君	
浜四津敏子君	白浜 一良君	小齊平敏文君	小林 温君	朝日 俊弘君	平田 健二君		
鶴岡 洋君	草川 昭三君	近藤 剛君	後藤 博子君	齋藤 勤君	谷林 正昭君		
浜田卓二郎君	扇 千景君	脇 雅史君	山下 善彦君	小野 清子君	柳田 稔君		
田村耕太郎君	阿南 一成君	中川 義雄君	武見 敬三君	薬科 満治君	堀 利和君		
佐藤 昭郎君	岸 宏一君	山崎 力君	国井 正幸君	川橋 幸子君	峰崎 直樹君		
椎名 一保君	柏村 武昭君	常田 享詳君	田村 公平君	江本 孟紀君	斎藤 十朗君		
吉田 博美君	森元 恒雄君	鈴木 政二君	亀井 郁夫君	勝木 健司君	広中和歌子君		
松山 政司君	舩添 要一君	林 芳正君	谷川 秀善君	山下八洲夫君	江田 五月君		
有村 治子君	愛知 治郎君	橋本 聖子君	中原 爽君	北澤 俊美君	興石 東君		
大仁田 厚君	加治屋義人君	保坂 三蔵君	松村 龍二君	宮本 岳志君	井上 哲士君		
小泉 顕雄君	齊藤 滋宣君	西田 吉宏君	野間 越君	又市 征治君	岩本 司君		
加納 時男君	有馬 朗人君	佐藤 泰三君	狩野 安君	紙 智子君	小泉 親司君		
市川 一朗君	大野つや子君	服部三男雄君	魚住 汎英君	福島 瑞穂君	山根 隆治君		
仲道 俊哉君	山下 英利君	河本 英典君	竹山 裕君	池口 修次君	若林 秀樹君		
荒井 正吾君	岩永 浩美君	真鍋 賢二君	中曾根弘文君	八田ひろ子君	大沢 辰美君		
岩井 國臣君	景山俊太郎君	陣内 孝雄君	山東 昭子君	大田 昌秀君	内藤 正光君		

木俣 佳丈君	羽田雄一郎君
井上 美代君	西山登紀子君
林 紀子君	大脇 雅子君
小川 勝也君	本田 良一君
高嶋 良充君	藤井 俊男君
畑野 君枝君	大門美紀史君
池田 幹幸君	和田ひろ子君
円 より子君	山本 孝史君
小林 元君	小池 晃君
富樫 練三君	岩佐 恵美君
吉川 春子君	直嶋 正行君
角田 義一君	長谷川 清君
千葉 景子君	岡崎トミ子君
佐藤 泰介君	吉岡 吉典君
緒方 靖夫君	筆坂 秀世君
市田 忠義君	
厚生労働大臣 坂口 力君	
農林水産大臣 亀井 善之君	

議長報告事項

一昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 角田 義一君 補欠 朝日 俊弘君

厚生労働委員

辞任 朝日 俊弘君 補欠 角田 義一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

補欠

藤原 正司君 山根 隆治君

個人情報の保護に関する特別委員

辞任

補欠

川橋 幸子君 神本美恵子君

松井 孝治君 鈴木 寛君

山根 隆治君 藤原 正司君

魚住裕一郎君 山下 栄一君

山口那津男君 山本 保君

平野 貞夫君 岩本 莊太君

武力攻撃事態への対処に関する特別委員

辞任

補欠

荒井 正吾君 久世 公堯君

岡崎トミ子君 直嶋 正行君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

難民等の保護に関する法律案(今野東君外一名提出)(衆第二〇号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第一一八号) 文教科科学委員会に付託

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(閣法第九一号)

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(閣法第九二号)

経済産業委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

裁判の迅速化に関する法律案(閣法第九八号)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

人事訴訟法案(閣法第六七号)

法務委員会に付託

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

国土交通委員会に付託

安全保障會議設置法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会閣法第八七号)

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(第百五十四回国会閣法第八八号)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会閣法第八九号)

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ロシア連邦のサハリン・石油・天然ガス開発事業と我が国の油除体制に関する質問主意書(谷博之君提出)(第二七号)

昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 朝日 俊弘君 補欠 角田 義一君

厚生労働委員

辞任 浅尾慶一郎君 補欠 木俣 佳文君

角田 義一君 朝日 俊弘君

経済産業委員

辞任

補欠

木俣 佳文君 浅尾慶一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

小林 元君 広中和歌子君

個人情報の保護に関する特別委員

辞任

補欠

神本美恵子君 川橋 幸子君

鈴木 寛君 松井 孝治君

山下 栄一君 魚住裕一郎君

武力攻撃事態への対処に関する特別委員

辞任

補欠

久世 公堯君 荒井 正吾君

直嶋 正行君 岡崎トミ子君

広中和歌子君 小林 元君

若林 秀樹君 ゴンザレス・アルティョ

岩佐 恵美君 筆坂 秀世君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

平成十四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

平成十四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査

平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例

テロ対策特別措置法に基づく自衛隊海外派遣にかかわる規模、経費等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年三月十八日

参議院議長 倉田 寛之殿

大脇 雅子

参議院議長 倉田 寛之殿

大脇 雅子

大脇 雅子

大脇 雅子

大脇 雅子

大脇 雅子

大脇 雅子

大脇 雅子

テロ対策特別措置法に基づく自衛隊海外派遣にかかわる規模、経費等に関する質問主意書

平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したいわゆるテロ攻撃にかかわって、日本では、いわゆるテロ対策特別措置法(平成十三年法律第百十三号。以下「本法」という。)が制定された。そして、本法に基づいて、テロの廃絶に向けた国際連合や諸外国の活動に対する支援が実施され、現在も進捗していると承知している。

緊迫の度合いを高めるイラク・北朝鮮問題について、国連安保理事会では、イラクが国連決議一四四一を遵守しておらず、武力攻撃をすべきとの立場を執るアメリカ合衆国やイギリスと、査察継続・武力攻撃に反対するフランス・ドイツ・ロシア・中国などの狭間で、まだ態度を決めかねている非常任理事国等が、様々な外交折衝を続けてきた。そして、米英共同の「修正案」が提出されるに及び、今、世界的に「反戦デモ」が広がり、「戦争NO!」の声が高まる中で、人類は、戦争による問題解決を図るのか、それとも平和的手段による問題解決を図るのかの二十一世紀初頭の岐路に立たされている。

日本が平和的解決のために積極的に果たすべき役割は大きく、重要な意義を有している。日本の内外に高まっている「戦争NO!」の世論に誠実にこたえて、平和主義を高く掲げる日本国憲法の理念に基づいた国際貢献こそ、最も肝要な政策であることは明らかである。

以下、質問する。

一、本法に基づく自衛隊部隊のインド洋派遣が行われたが、次の事項の詳細及び今後の活動について

いはどのようなにするのか。

1 海上自衛隊による活動は、大きく分けて被災民救援活動と協力支援活動等に分けられていると承知しているが、これまでに要した経費の財政上の根拠を示し、その実額の推移を明らかにされたい。

2 国際連合難民高等弁務官事務所の要請に基づき、平成十三年十一月から十二月にかけて掃海母艦「うらが」(護衛艦「さわぎり」が随伴)により、テント・毛布等の輸送が行われ、カラチ港で引渡しが行なわれたとのことに関して、次の点はどのようにになっているか。

① その現物の引渡し先及び数量、費用等の詳細。

② 今後、被災民の窮状を見ると支援を強めるべきと考えるが、今後どのようにするののか。

③ 派遣される自衛隊員に係る手当その他の費用の実態及び今後の見通しはどうか。

3 協力支援活動等に関する個々の派遣部隊のインド洋上での活動内容とその任務の期限は全体としてどのようにになっているか。イラク情勢との関係で、「必要に応じた延長」になるのか。それとも、別途の措置となるのか。

4 アメリカ合衆国軍の艦船への給油内容と引き換えに給油艦の種類別内容実績及び経費はどのようにになっているか。その場合、給油は、合衆国軍の艦船自体の運行に供されるものか。それとも例えば、航空燃料も含まれているのか。

5 補給艦「はまな」・「とわだ」等が給油のために要する油の調達先と調達方法、及び自衛隊

給油艦別の給油先艦船別の給油実績はどのようなになっているか。また、今後、増強する予定があるか。

6 インド洋上での給油対象が、フランス・スペイン・ドイツ等への拡大がなされるとの報道(例えば朝日新聞今年二月十四日朝刊)に関して、これまでの外交折衝の内容と確定給油先国及び給油艦船の種類と給油予定内容を明らかにされたい。

7 アメリカ合衆国軍の艦船への給油以外の支援内容、実績及びその経費はどのようにになっているか。今後、イラク情勢によって、更に拡大することが予測されるが、平和的解決の観点からは、無限定の拡大は本法に基づく支援活動の枠を逸脱すると思われるがどうか。

8 併せて、航空自衛隊による支援活動も、国内・国外を問わず行われているが、国内の米軍基地間及びグアム島方面への支援活動は、具体的には何をどのような必要に応じて支援したのか。

二、本法に基づき、自衛隊の給油艦が派遣された後、イージス艦が派遣され、現在も任務に就いているが、これに関して、次の項目の詳細はどのようなになっているか。

1 インド洋上での任務に当たっている自衛隊員の今回の職務に伴う特別手当等の実績及びその財政的根拠は何か。

2 今回のイージス艦派遣の目的の一つとして説明された、「自衛隊員の健康保持」のための内容と効果及び経費はどのようなになっているか。

3 イージス艦派遣は、その機能からすれば、

今回派遣されたことは、その本来的任務といえるのか。また、イージス艦本来の「情報収集活動」は、米国軍艦船等が独自に行っている情報収集活動と競合するので、支援活動の枠を超えるのではないか。

4 健康上の問題を生じた自衛隊員への対処内容及びその経費はどのようにになっているか。交替要員の確保は十分か。それとも、支援活動内容の見直しをしているのか。もし、していなければ、早急に見直しをすべきではないか。

5 任務に就いている自衛隊員の帰国予定及び今後の配置予定はどのようなになっているか。

三、アフガニスタンの復興支援に関して、これまで日本は「平和的貢献」として積極的役割を果たしてきたと承知しているが、今後とも継続すべきと考える。そこで、次の事項の詳細はどのようなになっているか。また、増額・強化の予定はあるか。

1 ODA等、これまでの復興支援のために支出された経費の具体的内容及びその実績。

2 外務省を始め、復興支援にかかわっている省庁別の活動実績及びその経費。

3 社会資本整備にかかわる支援内容及びその経費。

4 ユニセフ、PKOなどを通じた支援の内容はどのように展開されているか。またその経費を増額する予定はないか。

5 地雷除去等、荒廃した国土復興に関する日本の取組内容及びその実績はどうか。日本はこれまで約百万発の地雷を処理したとされるが、世界に呼びかけて地雷処理の効果を上げ

るための取組を更に強化すべきと考えるがどうか。

6 「女性の地位向上支援」に関する日本の取組内容と実績はどうか。イスラム世界の女性の権利を一層効果的に保護するために、今後どのような取組を強化するのか。世界との連携はどうか。

7 日本が積極的に貢献するDDR(元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰)に関するこれまでの取組内容と実績はどうか。地域においては、武装解除が進まず、宗教的・部族間の対立も伝えられる。今後の見通しはどうか。

8 日本が今後果たす復興支援の計画予定はどのように考えているか。

平成十五年五月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員大脇雅子君提出テロ対策特別措置法に基づく自衛隊海外派遣にかかわる規模、経費等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大脇雅子君提出テロ対策特別措置法に基づく自衛隊海外派遣にかかわる規模、経費等に関する質問に対する答弁書
一の1について

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸

外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第百十三号。以下「テロ対策特措法」という。)に基づく協力支援活動及び被災民救援活動に係る所要経費については、平成十三年度においては平成十三年十一月二十二日に閣議決定された予備費を使用し、平成十四年度においては平成十四年五月二十一日及び同年十一月二十二日に閣議決定された予備費等を使用したところである。

右の活動に係る所要経費の実績については、あくまで現時点における概算額ではあるが、平成十三年度末までに協力支援活動については約九十億円、被災民救援活動については約一億円を執行し、平成十四年四月から本年三月末までの間に協力支援活動について約百三十八億円を執行したところである。

一の2の①について

掃海母艦「うらが」及び護衛艦「さわぎり」が被災民救援活動として輸送した、テント千二十五張、毛布一万八千六百枚、ビニールシート七千九百二十五枚、スリーピングマット一万九千九百八十枚、給水容器一万九千六百個の合計約二百トンの救援物資は、パキスタン・イスラム共和国のカラチで国際連合難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)に引き渡された。当該救援物資の契約額は、合計約一億円である。

一の2の②について

テロ対策特措法において、被災民救援活動は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)において発生したテロ

リストによる攻撃に関連し、国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事會が行う決議又は国際連合等が行う要請に基づき実施する旨が定められており、被災民の救援のために人道的精神に基づいて行われる活動について、これらの決議や要請があった場合には、所要の検討の上、適切に対処してまいりたい。

一の2の③について

テロ対策特措法に基づく協力支援活動等に係る所要経費については、一の1についてで申し上げたとおりである。

テロ対策特措法に基づき派遣される自衛隊員(以下「隊員」という。)に係る費用の見通しについては、協力支援活動等を実施する自衛隊の部隊等の規模、構成等によって変動するものであり、現時点において確たることを申し上げることは困難である。

一の3について

協力支援活動に従事する自衛隊の部隊等のインド洋上での活動内容は、テロ対策特措法の目的を達成するためにテロ対策特措法に基づき実施する合衆国軍隊等に対する艦船用燃料の補給である。

また、協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の派遣期間については、テロ対策特措法に基づく基本計画により本年五月十九日までとされていたところであるが、現地の情勢、協力支援活動の実績等を勘案しつつ、我が国として、引き続き、国際的なテロリズムの防止等に努める国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与していくことが重要であると判断したため、同月九日、当該派遣期間を同年十一月一

日まで延長する旨の基本計画の変更につき閣議決定したところである。

一の4について

現在、テロ対策特措法に基づく協力支援活動としての艦船用燃料の補給(以下「艦船用燃料の補給」という。)を駆逐艦、補給艦等の合衆国軍隊の艦船に対して実施しており、本年三月末までに、約二十八万二千リットル、概算額で約百五億円分の艦船用燃料を補給したところである。

航空機用燃料については、現在までのところ、合衆国軍隊の艦船に対し提供した実績はない。

一の5について

防衛庁においては、給油のために要する艦船用燃料を、民間企業と契約を締結して調達している。

お尋ねの給油先艦船別等の給油実績については、これを公にすることは、給油先相手国の部隊運用の実態が明らかになり、給油先相手国との信頼関係を損なうおそれがあるため、答弁を差し控えた。

また、実際の艦船用燃料の補給は、これらの国からの具体的な申出を受け実施することとしており、今後の補給量等の予定を示すことは困難である。

一の6について

昨年の秋以来、インド洋においてアル・カイダ及びタリバンに対する海上逃亡阻止活動が行われている海域が拡大し、当該海域に艦船を派遣している国も増えており、当該活動全体の効率的な実施の必要性が増大している状況を踏

まえ、当該海域における艦船用燃料の補給をより柔軟に実施するとの観点から、艦船用燃料の補給を合衆国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国(以下「英国」という。)以外の国の艦船に対しても実施していく方向で関係国と調整を行ってきた。その結果、本年二月二十八日にフランス共和国、ドイツ連邦共和国及びニュージーランドの艦船に対し、また三月十一日にイタリア共和国、オランダ王国及びスペインの艦船に対し、また同月二十八日にカナダ及びギリシャ共和国に対し、艦船用燃料の補給を実施することを決定したところである。なお、これらの国々との調整の過程においては、テロ対策特措法の趣旨や艦船用燃料の補給の実施のための条件などについて繰り返し説明を行い、各国の十分な理解を得ているが、調整の詳細については、相手国との関係もあり、答弁を差し控えたい。

また、実際の艦船用燃料の補給は、これらの国からの具体的な申出を受け実施することとしており、今後の補給対象となる艦船の種類や補給量等を示すことは困難である。

一の7及び8について

テロ対策特措法に基づく海上自衛隊の部隊による合衆国軍隊の艦船への給油以外の支援内容については、テロ対策特措法に基づく協力支援活動のうち別表第一に掲げる「補給」として、本年三月末までに、英国の艦船に対して約五千三百キロリットル、フランス共和国の艦船に対して約六百キロリットル、ニュージーランドの艦船に対して約二百キロリットル、イタリア共和国の艦船に対して約三百キロリットル、オランダ

ダ王国の艦船に対して約二百キロリットルの艦船用燃料の補給を実施しており、これらに要した経費は、概算額で約二億円である。

また、テロ対策特措法に基づく協力支援活動のうち別表第一に掲げる「港湾業務」として、平成十三年十二月二十四日に合衆国軍隊の艦艇に対し海上自衛隊の曳船により入港支援を実施するとともに、平成十四年四月十五日に合衆国軍隊の艦艇に対し海上自衛隊の曳船により出港支援を実施した。さらに、協力支援活動のうち別表第一に掲げる「輸送」として、平成十四年二月二十一日に補給艦とわだが合衆国軍隊の艦艇に対して日用品等の物品輸送を実施するとともに、本年二月四日から三月二十八日までの間、輸送艦「しもきた」及び護衛艦「いかづち」により、タイ王国の建設用重機等の輸送を実施した。これらに要した経費については、タイ王国の建設用重機等の輸送に要した経費は、同年三月末までに概算額で約三億円であるが、その他の「輸送」及び「港湾業務」については、その性質上、これらのみに要した経費について算出することは困難である。

テロ対策特措法に基づく航空自衛隊の部隊による支援内容については、テロ対策特措法に基づく協力支援活動のうち別表第一に掲げる「輸送」として、合衆国軍隊からの具体的な輸送の依頼を受けて、本年三月末までに、C-130型輸送機等により、部品整備器材や衣料品等の在日米軍基地間の輸送を百四十二回実施するとともに、同様の物資等のグアム方面等への輸送を十五回実施しており、これらに要した経費は、三月末までに概算額で約十一億円である。

また、テロ対策特措法に基づく被災民救援活動として、UNHCRの要請に基づき、平成十三年十一月二十五日から十二月三十一日までの間、掃海母艦「うらが」及び護衛艦「さわぎり」によりセント・毛布等をパキスタン・イスラム共和国のカラチ港へ輸送した。当該活動に要した経費は、約一億円である。

これらのテロ対策特措法に基づく活動は、テロ対策特措法第一条の目的に従って、我が国が平成十三年九月十一日に合衆国において発生したテロリストによる攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する合衆国その他の外国の軍隊その他これに類する組織の活動に対して実施し、及び国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は国際連合、国際連合の総会によって設立された機関若しくは国際連合の専門機関若しくは国際移住機関が行う要請に基づいて実施するものである。この点については、合衆国軍隊等によるイラクの点については、合衆国軍隊等によるイラク共和国に対する武力の行使がなされた現在においても、いささかも変更はない。

二の1について

テロ対策特措法に基づく協力支援活動等に従事する隊員が、その新たな職務に伴い支給されることとなる手当は、特別協力支援活動等手当及び航海手当があり、その経費の実績については本年三月末までに概算額で約十二億円を執行したところである。また、これら手当に係る経費については、予備費等を使用したところである。

二の2について

テロ対策特措法に基づくイギリス・システム搭載護衛艦(以下「イギリス艦」という。)の派遣は、補給活動のより一層の安全性の確保、隊員の居住環境の改善等を考慮して、派遣することが適当と判断したものである。

ここでいう「隊員の居住環境の改善」とは、隊員が最高気温約四十度にもなる厳しい環境の中で任務を遂行しているため、イギリス艦の優れた居住性を活用して隊員の負担を軽減しようとするものである。

当該措置の効果及び経費については、その性質上、具体的にお示しすることは困難である。

二の3について

御指摘の「本来の任務」とは、何を意味するか必ずしも明らかではないが、インド洋に派遣されているイギリス艦は、これまで派遣された他の護衛艦と同様、テロ対策特措法に基づき派遣されているものであり、当該イギリス艦が行う情報収集は、これまで派遣された他の護衛艦と同様、テロ対策特措法に基づき、我が国の補給艦が給油を行うに際しての安全を確保するため、我が国が主体的に実施するものであって、「米国軍艦船等が独自に行っている情報収集活動と競合するので、支援活動の枠を超えるのではないか」との御指摘は当たらない。

二の4について

協力支援活動等のため派遣される隊員については、過酷な勤務環境で長期に海外に派遣されることを考慮して、事前の健康診断を実施し、不適な者は要員から外す措置をとっている。ま

た、派遣された隊員の健康面の配慮については、医官等を派遣艦船に乗船させ、疾病の予防の指導・相談や疾病が発生した場合に必要な診療態勢を整備しているところである。さらに、健康上の問題のため、派遣中の隊員を帰国させるを得ない場合には、必要に応じ、他の部隊等から交替要員を派遣することとしている。

テロ対策特措法に基づいて派遣される隊員の健康管理のための医薬品等購入経費として、本年三月末までに概算額で約二億円を執行しているところである。

防衛庁としては、協力支援活動等に支障を来さないよう、今後とも派遣された隊員の健康管理等に万全を期してまいりたい。

二の5について

艦船の派遣に際しては、洋上の行動における隊員の疲労や艦船の修理サイクル等を考慮して、三か月から四か月を目途として派遣部隊を交替させてきたところであるが、艦船派遣をめぐる諸情勢を的確に予測することが困難であることから、任務に就いている隊員の帰国予定について確たることを申し上げることは困難である。

三の1について

我が国は、平成十四年一月のアフガニスタン復興支援国際会議において、向こう二年半で最大五億ドルまで、そのうち最初の一年間で最大二億五千万ドルまでの支援を表明している。お尋ねの「復興支援のために支出された経費」の定義が必ずしも明らかではないが、我が国は、本年五月四日までに政府開発援助等によって約三

億九千万ドルのアフガニスタン復興支援を実施または決定している。その具体的内容及び実績は、別表のとおりである。

三の2について

外務省以外にも、内閣府、警察庁、財務省、文部科学省、農林水産省等多くの省庁が、各種政府派遣調査団への職員参加等の手段を通じてアフガニスタン復興支援にかかわっている。

お尋ねの「活動実績及びその経費」については、その定義が必ずしも明らかでなく様々な要素を含み得るため、省庁別にその内容を確定することは困難である。

三の3について

お尋ねの「社会資本整備にかかわる支援」についてはその範囲が一義的に確定し得るものではないが、我が国はこれまでに、例えば、アジア開発銀行が進めるカンダハル・スピンボルダック間幹線道路整備計画へ千五百万ドルを拠出したほか、合衆国及びサウジアラビア王国と共同で進めるカブール・カンダハル間幹線道路整備計画に五千万ドルを拠出することを表明し、既にかンダハル市中心部から約二十キロメートル地点まで完工している。

三の4について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、我が国は、国際連合児童基金を通じて、これまでに「Back to School」プログラムのために五百万ドルを拠出したほか、小児感染症予防計画のために約千十五万ドルを拠出する等様々なアフガニスタン復興支援を実施してきている。今後の支援経費の増額に関しては、様々な事

態の推移を注視しつつ総合的に勘案していく必要があり、現時点で確たることを申し上げることは困難である。

なお、アフガニスタンについては、国際連合の安全保障理事会等で国際連合平和維持活動の決議がなされていないことから、国際連合平和維持活動は実施されていない。

三の5について

我が国は、アフガニスタン復興の取組に必要な安全を確保するために、地雷除去を始めとする地雷対策支援に力を入れてきている。具体的には、我が国は、平成十四年一月、地雷除去のために緊急に必要な機材の整備、地雷除去事業への支援、地雷による犠牲者への支援等のために国際連合開発計画等の国際連合の機関等に総額約一千九百二十二万ドルを拠出したほか、いわゆる「緒方イニシアティブ」の一環として、同年十月には、地雷除去事業への支援、地雷による犠牲者への支援及び地雷啓もう活動への支援のために国際連合開発計画に総額約四百八十六万ドルを、本年三月には、国際連合地雷対策サービス部に総額約三百七十八万ドルを拠出する等の支援を行ってきた。

我が国は、今後とも同国における地雷除去を促進するための取組を行っていくこととしている。

三の6について

女性の地位向上は、アフガニスタン復興支援国際会議で我が国が表明したアフガニスタン復興支援の優先分野の一つであり、これまでに専門家派遣、研修員受入れ、内閣官房長官主催

「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」の開催等様々な手段を通じて、積極的に取り組んできている。

また、我が国は、女性の地位向上のために国際連合の各種委員会等国際場裡においても様々な取組を行っている。

三の7について

我が国は、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰(以下「DDR」という。)分野における支援の主導国として国際連合アフガニスタン支援ミッション(以下「UNAMA」という。)とともに、アフガニスタンにおけるDDRに取り組んできている。具体的にはこれまでに、我が国がUNAMAと協力して策定した、DDRを支援する「平和のためのパートナーシップ計画」の推進のため三千五百万ドルを拠出したほか、本年二月にアフガニスタン「平和の定着」東京会議を開催してDDR分野への国際社会の支援を働きかける等様々な取組を行ってきたところである。

今後のアフガニスタンの国内情勢について確たることを申し上げることは難しいが、我が国としては、引き続きこのような取組を続けていくこととしている。

三の8について

我が国は、アフガニスタン復興支援国際会議において向こう二年半で最大五億ドルまでの支援を行う旨表明しており、今後とも、和平プロセス、治安、人道・復興支援を軸に、アフガニスタンにおける平和の定着のために、迅速で目に見える支援を行っていく所存である。

別表

ブレッジ発表	被供与団体	プロジェクト名	金額(ドル)
2001年12月	国際連合開発計画	アフガニスタン暫定政権基金	1,000,000
2002年1月	国際連合開発計画	アフガニスタンの復旧及び雇用に係るプログラム(カブール市及び周辺地域)	3,000,000
2002年1月	国際連合開発計画	地雷除去関連機材整備	15,400,000
2002年1月	国際連合人道問題調整事務所	地雷除去必要経費(除く機材整備)	2,820,000
2002年1月	国際赤十字委員会	地雷犠牲者に対する義肢供与及び地雷啓発活動	1,000,000
2002年1月	国際連合児童基金	「Back to School」プログラム	5,000,000
2002年1月	アフガニスタン暫定政権	公用車購入	1,019,626
2002年2月	国際連合児童基金	小児感染症予防計画	6,233,645
2002年3月	保健台	カブール県ラシュモニア症撲滅計画	78,145
2002年3月	アフガニスタン救援コーディネーション	難民・避難民の緊急支援に向けての無線通信ネットワーク確立計画	88,850
2002年3月	アフガニスタン暫定政権	医療機材及び医薬品	15,018,692
2002年4月	国際連合教育科学文化機関	カブール大学コンピューター訓練センター設立計画及び教育省のインターネット接続環境整備	100,000
2002年4月	国際連合開発計画	緊急ロヤ・ジェルガ支援	2,700,000
2002年5月	ホープ・ワールドワイド	カブール市西部カルテ・セー病院修復計画	24,648
2002年5月	アフガニスタン・ロジスティック建設ユニット	アフガニスタン北部巡回井戸掘り計画	81,200
2002年5月	アフガニスタン・テクニカル・コンサルタンツ	カブール国際空港及びその周辺での機械による地雷除去計画	81,900
2002年5月	シュハーダ	パーミヤンにおける多目的女性センター建設計画	80,007
2002年5月	アフガニスタン暫定政権	緊急ロヤ・ジェルガ支援(衛星放送機材の供与及び技術指導)	282,844
2002年6月	国際連合開発計画	アフガニスタンの復旧及び雇用に係るプログラム(カンダハル市及び周辺地域)	3,000,000

2002年6月	国際連合教育科学文化機関	バーミヤン遺跡保存事業	700,000
2002年6月	世界銀行	NGOを通じたコミュニティー復興支援	2,046,000
2002年6月	アジア開発銀行	アフガニスタン広域での貧困層基礎教育支援	4,000,000
2002年7月	アフガニスタン暫定政権	移行政権への事務機器供与	526,631
2002年7月	国際連合麻薬統制計画	麻薬取締強化プロジェクトへの支援	500,000
2002年7月	世界銀行	移行政権への行政経費支援	5,000,000
2002年7月	アフガニスタン移行政権	カブール市緊急給水計画 母子保健病院機材整備計画	3,491,803
2002年7月		難民・避難民の再定住化支援総合プロジェクト ＜緒方イニシアティブ:フェーズ1＞	
	国際連合高等難民弁務官	仮設住居、飲料水等	12,799,341
	国際連合児童基金	教育	10,821,321
	国際赤十字委員会	食糧	3,140,655
2002年7月	世界銀行	地域コミュニティー主導型開発実施のための能力開発支援	1,510,100
2002年9月	アフガニスタン移行政権	幹線道路(カブールーカンダハル間)	50,000,000
2002年9月	アジア開発銀行	幹線道路(カンダハルースピンボルダック間)	15,000,000
2002年9月	国際連合教育科学文化機関	パキスタンにおけるアフガン教師養成	50,000
2002年10月	国際連合教育科学文化機関	識字教育及び学校外教育開発	500,000
2002年10月	アフガニスタン移行政権	ノン・プロジェクト無償資金の供与	49,180,328
2002年10月	アフガニスタン移行政権	カブールTV放送局機材整備	19,245,902
2002年10月		地域総合開発計画 ＜緒方イニシアティブ:フェーズ2＞	
	国際連合高等難民弁務官	緊急所得創出事業、基礎的インフラ整備、 仮設住居の資材供与、越冬対策等	11,541,913
	国際連合児童基金	伝染病感染予防、母子健康保全、栄養失調対策、衛生環境改善、教育実施能力強化等	9,155,252

	国際連合世界食糧計画	Food for Work事業(基礎的かんがい施設整備、井戸掘削、帰還道路整備、土堤防建設等)	12,587,273
	国際赤十字委員会	薬品、医療機材等の供与	452,718
	国際連合人間居住計画	仮設住宅建設、水供給システム改善等	2,603,095
	国際連合開発計画	地雷啓もう、地雷除去、犠牲者支援等	4,860,366
2002年10月	国際連合婦人開発基金	アフガン難民・避難民女性への支援(職業技能訓練、各種セミナー、所得創出事業)	1,030,000
2002年10月	世界銀行	保健セクター緊急復興開発プロジェクト	500,000
2002年11月	アジア開発銀行	基礎保健サービス支援	3,000,000
2002年11月	アフガニスタンへ病院用ベッドを贈る会	病院用ベッド・車椅子寄贈計画	39,746
2002年12月	世界の子ども	デ・カベル児童センター整備計画	29,664
2002年12月	アフガニスタン復興ボランティア会	ファラー県及びニムロズ県の種子生産農家に対する農業機械貸出計画	31,503
2002年12月	アフガニスタン聴覚障害者財団	カブール市における聴覚障害者教育センター強化計画	79,452
2002年12月	アフガニスタン保健コンソーシアム	カブール市ヌール眼科病院再建計画	81,000
2002年12月	インターナショナル・プア・コンサーション	バルワン県オマール・ファルーク学校再建計画	78,767
2002年12月	マイワンド復興協会	ロガール県アブチャカン村学校再建計画	55,262
2002年12月	アフガン平和探求女性評議会	カリンダ村学校再建計画	77,803
2002年12月	アフガニスタン復興技術サービス	ワルダック県8カ村飲料・かんがい水供給計画	74,615
2002年12月	ホープ・ワールドワイド	カブール市カルテ・セー病院整備計画	74,992
2002年12月	緊急援助・開発調整協会	バルワン県イマム・マハディ学校修復計画	22,516
2002年12月	南西アフガニスタン地方開発協会	バルワン県ジャバロサラジ学校建設計画	79,746
2002年12月	緊急援助・開発調整協会	バルワン県アリ・ドステシェハッド学校再建計画	78,254

2002年12月	マイワンド復興協会	ロガール県チャワニ村学校建設計画	54,590
2002年12月	村落再建復興開発	ガズニ県ハキム・サナイ学校整備計画	73,008
2002年12月	国際連合開発計画	アフガニスタン復興支援プロジェクト	951,230
2002年12月	アジア戦災孤児救済センター	トラウマ・PTSDに苦しむ戦災孤児支援プロジェクト	81,295
2003年1月	アフガニスタン教育大学	スポーツ器材供与	33,992
2003年1月	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	カブールにおける女子学生・女性教員の制服作成技術指導及び支給プロジェクト	80,180
2003年1月	ピース・ウィンズ・ジャパン	カブール県学校再建事業	385,189
2003年1月	日本国際親善厚生財団	カブールにおける冬季緊急医療プロジェクト	78,344
2003年2月	日本国際民間協力会	ヘラート州ゴルラン郡住民に対する保健医療改善プロジェクト	156,607
2003年2月	日本医療救援機構	バルフ大学医学部支援事業	61,549
2003年2月	世界銀行	世界銀行・国際通貨基金向け延滞解消	8,400,000
2003年2月	国際連合開発計画	平和のためのパートナーシップ計画	35,000,000
2003年2月	アフガニスタン移行行政権	カブール市公共輸送力復旧計画	18,278,689
2003年2月	国際連合児童基金	小児感染症予防計画	4,918,033
2003年2月	アフガニスタン移行行政権	学校改修・新築	2,618,721
		結核センター改修	531,303
		放送実験	282,852
		市内道路改修	1,289,180
2003年2月	アフガニスタン移行行政権	学校改修・新築	552,516
		市内道路改修	1,469,475
		カンダハル・カブール間道路事前補修	287,336

		ミルワイス病院改修	120,426
2003年3月	日本医療救援機構	チャールボラック村診療所支援事業	76,828
2003年3月	国際連合人道問題調整事務所	ラジオを通じた情報普及プロジェクト	377,278
2003年3月	アジア戦災孤児救済センター	戦災孤児のトラウマ・PTSD治療のための現地人材育成プロジェクト	70,779
2003年3月	燈台	リーシュマニア・マラリア撲滅プロジェクト	74,508
2003年3月		地域総合開発計画 ＜緒方イニシアティブ・フェーズ3＞	
	国際連合高等難民弁務官	仮設住宅資材供与、井戸水整備	8,827,150
	国際連合児童基金	水供給・衛生環境改善、教員養成	4,466,046
	国際連合人間居住計画	仮設住宅建設、飲料水提供、雇用創出事業等	2,923,393
	国際連合地雷対策サービス部	地雷除去、アドバイザー常駐支援等	3,782,772
	国際連合開発計画	農村緊急復旧事業(かんがい整備等)	1,854,000
2003年3月	国際連合開発計画	憲法制定プロセス支援	757,600
2003年3月	国際連合教育科学文化機関	バーミヤン遺跡保存事業	1,815,967
2003年4月	アフガニスタン移行行政権	警察機材整備計画	2,368,852
2003年4月	アフガニスタン移行行政権	対アフガニスタン対人地雷除去機開発計画	590,164
2003年5月	アフガニスタン移行行政権	カブール空港機材整備計画	2,795,082
		アフガニスタン復興支援(総額)	388,540,509

注1:平成13年度支出官レート 1\$=107円

注2:平成14年度及び15年度支出官レート 1\$=122円

明治十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二二五円 (本体 二〇円)